

総社市立総社北小学校 いじめ防止基本方針

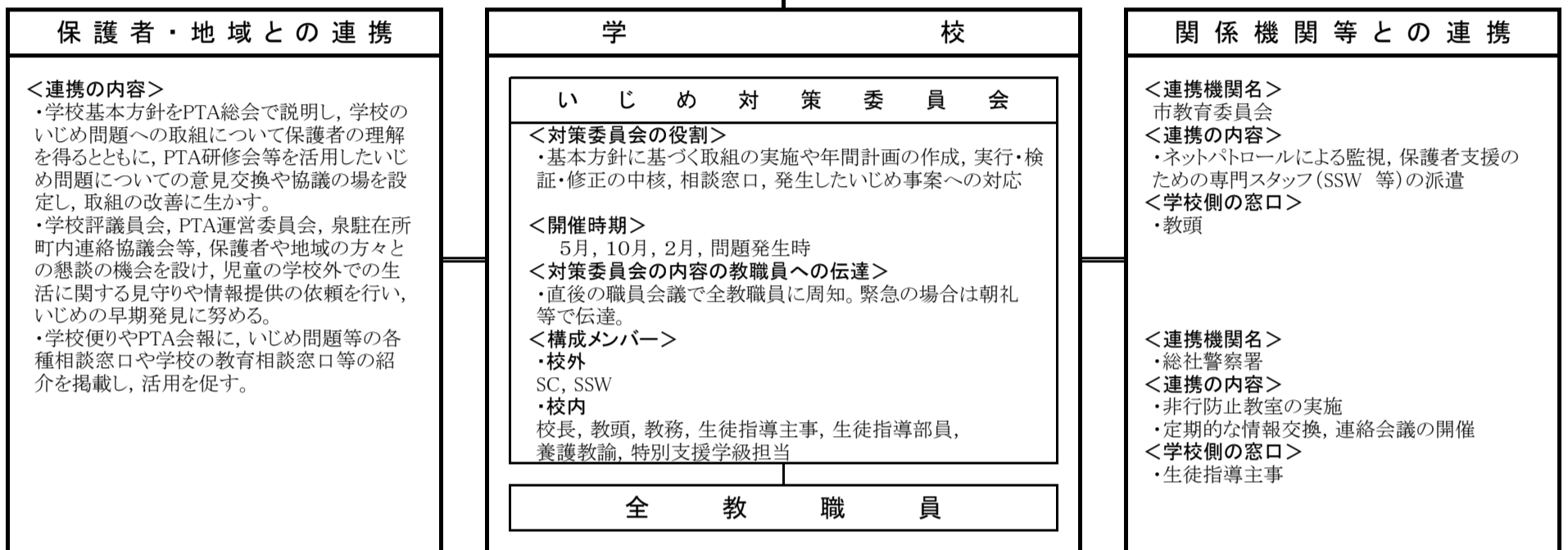
平成26年3月策定 令和4年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間10件前後である。発生は、友達へのからかいや悪口に起因する児童間トラブルが原因となっているものが多く、近年ではインターネット上でのトラブルなども発生しつつある。
- ・スマートフォンやタブレット端末を所持している児童が高学年を中心に増えてきている。児童のネット利用も増えてきたため、ネットモラルや情報リテラシーに関する指導も必要となりつつある。
- ・現在、生徒指導担当者を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、教職員が連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事(生徒指導担当)以外にもSC、SSW、各学年の生徒指導部員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・いじめの未然防止に向け、「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を中心とした児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- <重点となる取組>**
- ・「いじめについて考える週間」(6月)や「人権週間」(12月)において、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、トラブルを避けて解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・あいさつ運動や協同学習、道徳教育などを通して、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係づくりの素地を養う。
 - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間を行うとともに、教職員間で得られた情報の共有を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

| | |
|--------------|---|
| ① 未然防止 | <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の指導力向上のための研修として、いじめの早期発見や認知、適切な対処、対応能力や学級経営力の向上や、情報機器サポーターから児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(児童会・学級活動)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童自ら「あいさつ運動」や「いじめについて考える週間」の活動を考え、主体的に人とのつながりを深めるための取組を進める。 <p>(だれもが行きたくなる学校づくり)</p> <ul style="list-style-type: none">・協同学習やSEL、道徳の授業や、縦割り班活動や兄弟学年でのピアサポート活動、品格教育・PBISなどを通して、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none">・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を系統的に各学年で行う。・生活規律・学習規律系統表の完全実施により、規律正しい学校生活を保持する。・人権教育・道徳教育の充実により、心の育成を図る。・共生社会の実現に向けて、障がい者理解を深める。 |
| ② 早期発見 | <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の生活実態把握のためのアンケートと教育相談(アセスも活用)を毎学期実施することで、児童の生活の様子を十分把握する。また、その際、児童のネットの利用実態やその中で人間関係の積極的な把握に努める。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none">・教育相談担当の教職員を児童に周知する。全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかける。養護教諭やSCなどと連携して情報共有することにより、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none">・週1回の生徒指導情報交換会をもち、定期的に児童の様子を全教職員が共有し、児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭との連携)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの積極的な認知につながるよう、電話や連絡帳等を活用して、保護者と連絡を密にとり様子の把握に努める。 |
| ③ いじめへの対処 | <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開いて対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。 <p>(いじめられた児童・保護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。・いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』こと」の確認をすることの2点に基づいて判断し、それまで必要な見守り等を継続する。・家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、専門スタッフ(SC、SSW等)の協力を得ながら、きめ細かく対応する。 <p>(いじめた児童・保護者への指導)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。・家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者に伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求める。 |